



かさま 市議会だより

No.9

KASAMA

2008. 5. 30



上郷(岩間地区) 駒場の九輪草くりんそう

CONTENTS

平成20年第1回 定例会

■提出議案の審議結果……………	3
■20年度予算 可決……………	4
■一般質問……………	6
■平成19年笠間市議会の活動……………	18

平成20年度当初予算 全13会計 総額485億2468万6千円 など 46議案を可決

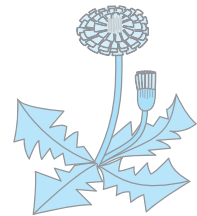
平成20年第1回笠間市議会が、3月4日から21日までの18日間の会期で開催されました。

初日の4日に会期を決めた後、請願陳情の委員会付託、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙、市長の施政方針の説明と提出議案の説明が行われました。

5日は議案調査・議事整理のため休会とし、6日は議案に対する質疑を行い、新年度予算審議のため予算特別委員会の設置、さらに所管の常任委員会に議案を付託し、審査を行うこととしました。

各議案の付託を受けた常任委員会は、7日と10日に開催され、予算特別委員会は11、12、13日の3日間開催、審査を行いました。

17、18、19日の3日間は、12名の議員が一般質問を行い、最終日の21日は、追加提出議案の説明と各委員長から議案などの審議結果報告を受け、採決を行い、定例会を閉じました。



平成20年第1回笠間市議会定例会 会期日程

	月 日	曜 日	時 間	会 議	主 な 内 容
1	3月4日	火	午前10時	本会議	開会、会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由の説明 質疑・討論・採決（議案の一部）
2	5日	水		休 会	議案調査
3	6日	木	午前10時	本会議	議案質疑・委員会付託 予算特別委員会設置・付託
4	7日	金		休 会	常任委員会（総務・土木建設）
5	8日	土		休 会	
6	9日	日		休 会	
7	10日	月		休 会	常任委員会（文教厚生・産業経済）
8	11日	火		休 会	予算特別委員会（第1日）
9	12日	水		休 会	予算特別委員会（第2日）
10	13日	木		休 会	予算特別委員会（第3日）
11	14日	金		休 会	議事整理
12	15日	土		休 会	
13	16日	日		休 会	
14	17日	月	午前10時	本会議	一般質問
15	18日	火	午前10時	本会議	一般質問
16	19日	水	午後1時30分	本会議	一般質問
17	20日	木		休 会	
18	21日	金	午後2時	本会議	各委員会委員長報告 議案上程・提案理由の説明（追加議案） 質疑・討論・採決 閉会

第1回定例会 提出議案 と 審議結果

議案番号等	議 案 名	審議結果
	茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員の補欠選挙について	報告
陳情第20-1号	安全な医療と看護・介護の実現、地域医療拡充をはかるため、医師・看護師等の大幅な増員を求める陳情書	不採択
陳情第20-3号	高齢者に負担増と差別医療を強いる2008年4月実施の後期高齢者医療制度の見直しを求める陳情書	不採択
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて（平成19年度笠間市一般会計補正予算（第6号））	原案承認 ★
報告第2号	専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定め和解することについて）	原案承認 ★
議案第1号	笠間市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決 ★
議案第2号	笠間市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決 ★
議案第3号	笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第4号	笠間市消防団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決
議案第5号	笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第6号	笠間市在宅心身障害児福祉手当支給条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第7号	笠間市障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例について	原案可決
議案第8号	笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第9号	笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第10号	笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第11号	笠間市後期高齢者医療に関する条例について	原案可決
議案第12号	笠間市手数料条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第13号	笠間市営友部駅北口広場駐車場の設置及び管理に関する条例について	原案可決
議案第14号	笠間市営住宅管理条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第15号	笠間都市計画事業岩間駅東土地地区画整理事業施行規程を定める条例について	原案可決
議案第16号	笠間市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第17号	市道路線の廃止及び認定について	原案可決
議案第18号	土地の取得について	原案可決 ★
議案第19号	土地の処分について	原案可決 ★
議案第20号	工事請負契約の変更について	原案可決 ★
議案第21号	平成19年度笠間市一般会計補正予算（第7号）	原案可決 ★
議案第22号	平成19年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	原案可決 ★
議案第23号	平成19年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第4号）	原案可決 ★
議案第24号	平成19年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決 ★
議案第25号	平成19年度笠間市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決 ★
議案第26号	平成19年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決 ★
議案第27号	平成19年度笠間市立病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決 ★
議案第28号	平成19年度笠間市笠間水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決 ★
議案第29号	平成19年度笠間市友部水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決 ★
議案第30号	平成19年度笠間市岩間水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決 ★
議案第31号	平成19年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第4号）	原案可決 ★
議案第32号	平成20年度笠間市一般会計予算	原案可決
議案第33号	平成20年度笠間市国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第34号	平成20年度笠間市老人保健特別会計予算	原案可決
議案第35号	平成20年度笠間市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決
議案第36号	平成20年度笠間市介護保険特別会計予算	原案可決
議案第37号	平成20年度笠間市介護サービス事業特別会計予算	原案可決
議案第38号	平成20年度笠間市公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第39号	平成20年度笠間市農業集落排水事業特別会計予算	原案可決
議案第40号	平成20年度笠間市立病院事業会計予算	原案可決
議案第41号	平成20年度笠間市笠間水道事業会計予算	原案可決
議案第42号	平成20年度笠間市友部水道事業会計予算	原案可決
議案第43号	平成20年度笠間市岩間水道事業会計予算	原案可決
議案第44号	平成20年度笠間市工業用水道事業会計予算	原案可決
議案第45号	笠間市副市長の選任に同意を求めることについて	原案可決
議案第46号	笠間市公共施設の暴力団等排除に関する条例について	原案可決

★3/4議決、その他3/21議決

3日間にわたって審査した20年度予算

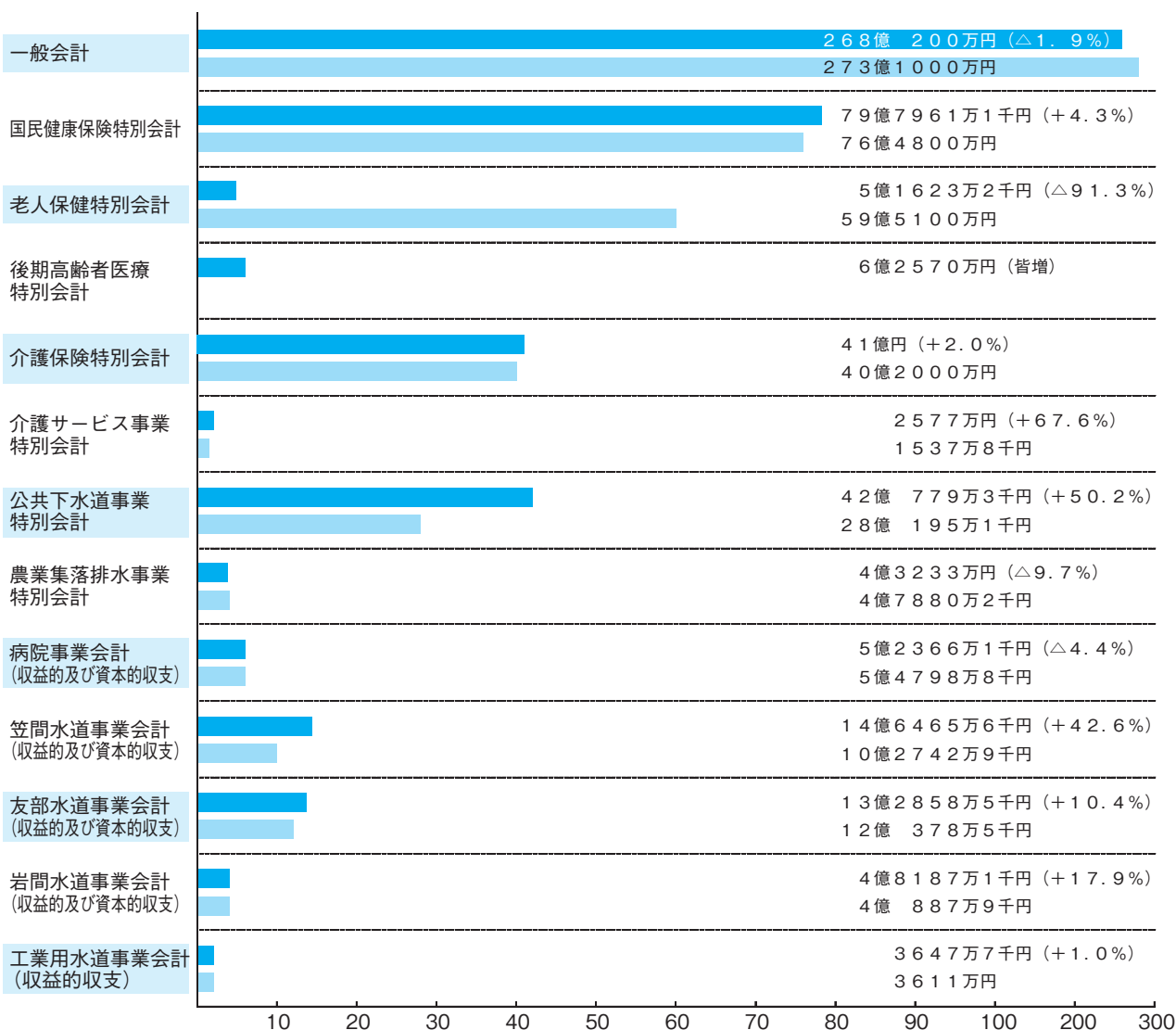
一般会計 268 億 200 万円をはじめとする平成20年度の笠間市全13会計予算総額 485 億 2468 万 6000 円の予算が、3月11・12・13日の3日間にわたり「予算特別委員会」で慎重に審査されました。

各会計の予算額は、前年度との比較を含め、次のとおりとなっています。



平成20年度各会計予算の状況

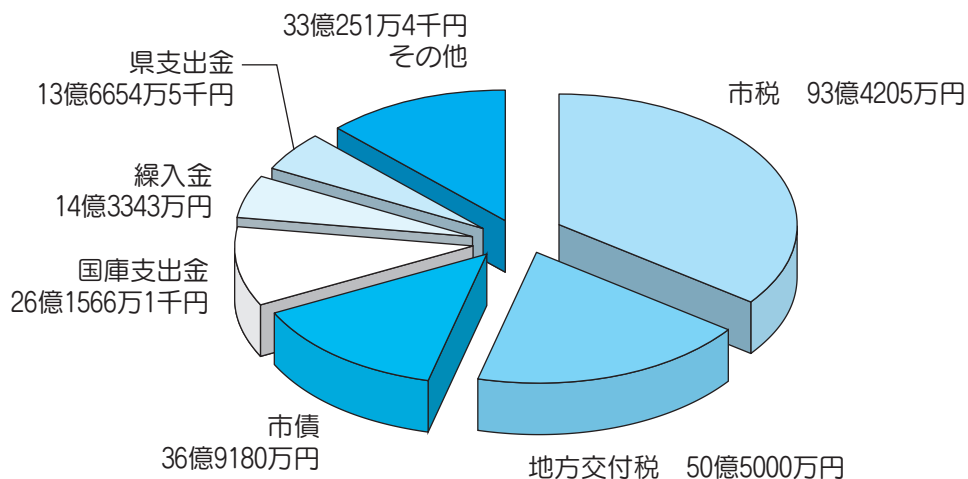
■20年度（対前年度比） ■19年度



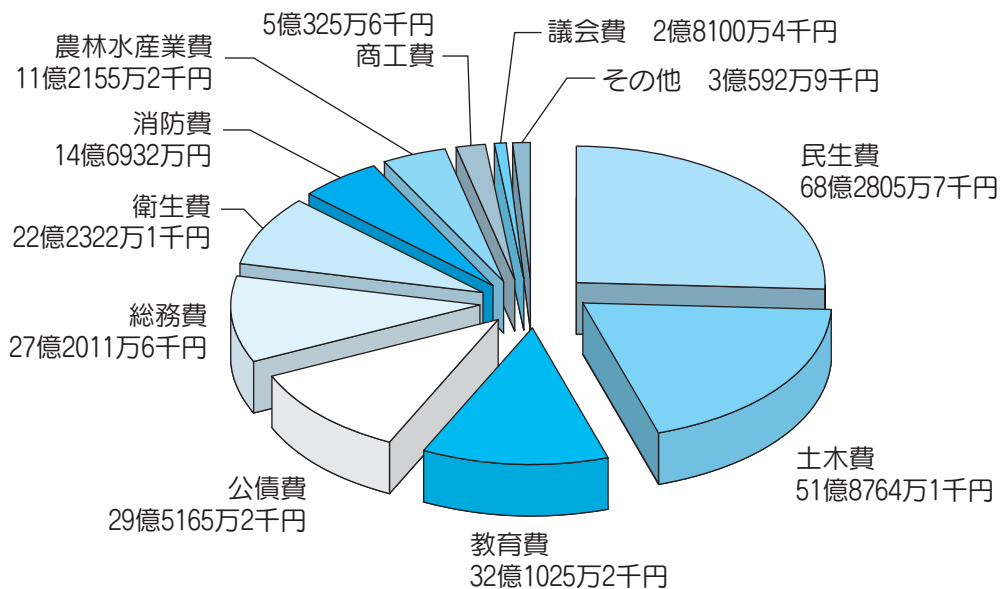
平成 20 年度一般会計予算の状況

平成 20 年度の笠間市の一般会計予算は、前年度より 1.9%減の 268 億 200 万円で、歳入歳出の内容は次のとおりです。

歳 入

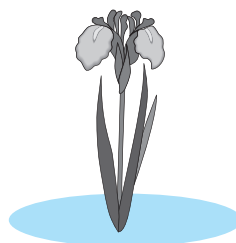


歳 出



予算特別委員会メンバー

- 委員長：須藤勝雄 ■副委員長：小磯節子
- 委員：藤枝 浩、西山 猛、村上典男
横倉さん、町田征久、常井好美 以上8名





地球温暖化について

問

世界各国で大きな話題となっている地球温暖化について、①笠間市は、温暖化防止にどのように取り組むのか。②市としてやられていること、これからのこと。③市民が簡単にできることを伺いたい。

答

市民生活部長

①市では二〇〇六年三月に笠間市環境基本条例を制定し、地球温暖化防止に向けた取り組みなどを主要施策としている。また、笠間市環境基本計画を作成し、二〇年度には、その概要版を各戸に配布し、協力をお願いする。実施に当たっては、市民の代表からなる環境市民懇談会から意見や提案をいただき、環境審議会の中で審議し今後進めていきたい。

②現在の市役所の取り組みは、室内での必要箇所以外の消灯、電気機器類の待機電源の切断、クールビズ、室外では公用車のアイドリングストップ、ハイブリッド車の購入、ノーマイカーデーの実施、グリーン作戦、廃棄物の分別を実施している。今後は、市民、団体、事業者、市がレジ袋有料化に向けて協議を行っており、今月中には合意する見込みとなっている。また全職員にマイバッグを配布し、意識向上を図っている。市民へ広報として、二月三日に「笠

間環境フォーラム」を開催し、市内小・中学校による環境活動の成果発表と笠間環境市民懇談会の報告を行った。今後も周知をしていきたい。

③市民の行動としてはマイバッグの持参、節電・アイドリングストップ・節水の励行、ぶろの残り湯の活用、簡易包装商品の購入、公共交通機関利用、自転車利用、カーテンを利用した太陽光の調整、ごみの減量化、再利用、リサイクルの推進などご協力をお願いしたい。

新笠間市について

問

合併をした新笠間市のよい点とは何か、また悪い点とは何かを伺いたい。

答

市長公室長

合併の効果は、スケールメリット活用による財政運営の安定化、合併特例債等を活用した幹線道路の整備や公立学校の施設整備、岩間駅周辺整備事業など、重点事業を短期間で実施することが挙げられる。経費の削減効果は、人件費で市議会の自主解散により二億五千九百二十一万二千円、特別職の減や職員の定数適正化により、平成二十二年年度までに四億八千七百二十二万九千円の削減を予定している。市民サービスは、全市内に拡大した医療福祉制度のマル福制度で、他市で行っていない単独助成の実

施、乳幼児にも対象年齢を就学時前までに拡大し保育所の保育料は旧三市町の最低の基準に統一した。さらに、本年二月二〇日からはデマンドタクシーがさまの運行を開始した。課題としては、合併によるものではないが、三位一体の改革や国の税制改革により市民の負担が増え、各種手数料、使用料、負担金を統一し、補助金の一部見直しをした。今後も、重点事業への投資と少子高齢化や企業誘致など、緊急の課題について重点的に進めていきたい。

まちづくりについて

問

旧笠間地区にはシャッターを開めるところが非常に多く市としてどのように対処し活性化をしていくのか。

答

産業経済部長

笠間商工会ではTMOを中心とした市街地活性化事業、各種イベントの開催、友部商工会では経営意識の高揚を目的とする友部商工会塾を開催、岩間商工会では岩間一店一品運動を継続し実施している。市としては、県や商工会と連携し、地元の創意工夫や若手事業者の参画による商店街活性化事業などの助成事業、また各種相談業務、経営指導、中小企業者には、自治金融や振興金融に対して市単独の支援策として保証料補給

や利子補給を実施し、経営の安定化に向けた各種融資制度の活用を支援していきたい。

下水道について

問

①私道路の場合の樹の設置をどのようにするののか。②下水道につなぎたくない人はつななくてもよいのか。③ここ三年間の収入支出。④下水道普及について伺いたい。

答

上下水道部長

①私道の場合は、公共下水道設置基準が示され、一定の条件が整えば私道内でも一般の道路と同じように本管を設置することができ、当該私道との境界から一メートル以内に公共汚水樹を設置することができる。②公共下水道の供用が開始された場合には、当該公共下水道の排水区域の土地の所有者または使用者は沈滞なく排水整備工事をしなければならぬという規定があり、くみ取り便所が設けられている建築物の所有者は3年以内に水洗便所に改造

しなければならない。③一八年度の収支で下水道使用料としての収入が四億二千二百四十九万円に対し、処理場の管理委託、光熱水費、修繕料及び管理担当の人件費等の支出合計が二億三千九百三十五万円で、差し引き一億八千三百二十四万円となり、一八年度公債償還額十二億六千九百四十四万円は含まれていない。また今後処理施設等の修繕費用等に充当していきたい。④工事説明会や受益者負担金説明会等で加入促進を図り、市報、週報、ホームページによる周知、小中学生対象の下水道促進週間コンクールの実施、未接続宅への戸別訪問等を行い促進活動に努めていきたい。



かさま環境フォーラムの小学生による展示発表



●後期高齢者医療制度と関連する問題について

問

この四月から制度が実施されるが、多くの人々から高齢者いじめの制度であると強い怒りの声が起きている。当制度が、高齢者に対して具体的にどのような影響があるのか、以下のとおり質問する。

①「保険料について」市独自の減免、国・県への公費負担を求めることが必要と思うが、市長の見解を伺う。②高齢者担当医とはどのような制度なのか伺う。また、診療料を六千円としている中味は何か伺う。また、前回の一般質問でふれた件で、二四時間三六五往診体制の市内二箇所の施設は、どんな体制なのか伺う。次に、包括払い定額制は、定額を超えたら保険料支払いをしても診療は打ち切られることになるのか伺う。③健康診査について、全員を対象とすべきと思うがいかがか。次に、四〇歳から七四歳の特定健診のメタボ対策の計画と指導をどのように考えているのか。また、今まで市町村が負担していた検診の費用を四月保険者に請求としているが、費用総額はどのくらいとみているか。また、国保税にかかわってくるのか。④資格証明書の発行について「市は広域連合に資格証明書の発行をしないように求めるべきでは

答

保健衛生部長

①本制度は高齢者の医療の確保に関する法律により新設された保険制度で、相互扶助の制度としてすべての加入者に応分の負担をという趣旨。市独自の減免措置は考えていない。②高齢者担当医は、継続的に病状を把握する担当医として位置づけられている。一つは介護認定者で訪問看護を実施している患者に対して二四時間三六五往診体制で取り組み県立中央病院との連携を図っている。もう一つは県西病院との連携を整えている。包括払い定額制について市としては診療が打ち切られることはないと考えている。③当市では今までごり当該年度で七五歳以上の方も含め全員を対象に実施する。メタボリックシンドローム対策の計画と指導としては、二〇年度から五年間の笠間市特定健康診査等実施計画を策定している。特定健診費用総額は二〇年度受診目標値を四〇％として四千五百九十一万円の支出見込み。約二千七百六十七万円を国保税で賄う。④保険料を滞納することは、被保険者間の負担の公平性を確保できないため、資格証明書の交付は、保険料未納者への対応として必要。ただし機械的に交付するものではなく、滞納者の実情を十分把握し納付相談など折衝の機会を多く設けていく。

答

市長

市では、高齢者の医療制度を維持する上では、受益者に応分の負担をしてもいい適正に混乱なく運営をすべきと考えているので市独自の減免措置は考えていない。なお制度スタート後、改善点が出てくれば、広域連合等を通じて要望をしていきたいと考えている。

問

高齢者の医療の確保に関する法律一〇三条

市町村は後期高齢者医療に対する費用に対し補助金を交付することができるとある。市長は国や県に対しても、諸経費を自治体で見るといふ要請を出すべきと思うがいかがか。また、健康診査を除外している人たちにも、診査料をとる限りは全員を対象にして実施するよう市は広域連合に求め努力をすべきでは。

答

市長

補助金を出せることは承知しているが出すこととできることは別問題。ちなみに県内の自治体では、補助金・助成金を出す自治体は多々ある。また、七五歳以上の健康診査は今までどおり実施をしていくという中で変わりはしない。

問

前議会で質問した際、職員増になるのか、財源必要経費は国県から保証さ

「まちづくり特例市」の指定導入について



4月からスタートする後期高齢者医療の被保険者証

答

市長公室長

職員は現職の職員で人事配置により対応していきたい。また財源や必要経費については、県で事務権限の受け入れに伴い必要になる経費の助成として地方財政法に基づき事務処理交付金がある。また、県職員の派遣など人的な支援も受けることができる。

●オートレース専用場外車券場設置について

問

当市は自然が豊かで歴史文化のまち、石材や陶芸により多くの観光客を迎えており観光資源は重大。その当市にギャンブル施設はふさわしくない。この問題についての市長の考えを伺う。

答

市長公室長

経済産業省から、許可

答

市長

設置の許可は経済産業大臣。その判断には地元地区住民の同意は必要となるが、法的に地元の自治体である当市の同意は必要とはされていない。しかし事業施行者が川口市になるので市の意見も求められるものと考えている。パチンコ店から場外車券場への都市計画法に基づく用途変更については、県が許可判断をする段階で市の意見を求められるので事業施行者である川口市が今後実施する地元説明会などの住民の意向を勘案し判断していきたい。



市債について

問

笠間市では五十二億円の市債発行残高があり、その金利は年二億六千万円になります。債券は借金ですから早く返済すべきです。繰上げ償還を実施することですが、何故この金利の安い時期に一括して繰上げ償還をして借り換えをしないのか。三年間に繰り延べる理由は何か。また、預金金利が低い今、一・五%から二%位で市民債等を発行すべきと思うが、法律面での支障と発行する意向につき回答願いたい。

答

総務部長

繰上償還は、総務省が定めた「平成一九年度の公的資金補償金免除繰上償還等実施要綱」に定められている。一般会計債は年利五%以上の残債を繰上償還できるのは、実質公債費率が一八%以上の団体、合併特例法に基づく合併市町村で実質公債費率が一五%以上の団体で、当市の実質公債費率は一・三三%で、このいずれの条件にも該当せず、年利五%以上の残債からの繰上償還は認められない。繰上償還を認められるのは、別の条件区分に該当し、六%以上の残債からであり、時期も資金区分、年利区分に定められているので、一九年度に一括して繰上償還ができない。住民参加型の公募地方債は中

核市、特例市等の一定財政規模を有する団体は積極的に取り組むべきというところにされているが、規模の小さな市町村では、発行額が少ないうえに引き受け機関のコストが割高になる。現下の金利状況においては、償還期間の短い債券が選択されている傾向があり三年から五年で満期を迎え、償還は満期一括償還方式で、一時に過重な財政負担となります。今後は、発行目的や対象事業を明確に示して、住民の行政参加意識の高揚を図るものにふさわしい事業について、近隣の市町村や県と共同で発行することで、発行量を確保し発行コストを下げるなど多方面からの検討をしていきたい。

貸借対照表、いわゆるバランスシートについて

問

バランスシートの作成が義務化された。当市ではいつ頃完成し、公表するのか。また、一般のものともあるとのことなので、その見方を含め、住民へのPRをすべきと思うがどうか。

答

総務部長

平成一九年三月三十一日を基準日とするバランスシートは、昨年二月に作成し市のホームページに今年二月から公開をしている。メリットとしては、バランスシートを活用した財務分析が可能となり、自治体

財政の効率性の改善や公共事業のコスト見直しにつながり、多くの地方公共団体が採用している総務省統一基準方式で作成、公表することにより、自らの団体の経年の財務分析のほか、他団体、類似団体との比較分析が可能となる。一方、総務省統一基準でのデメリットは、決算統計上のデータが残っていない昭和四三年以前に取得した資産が計上されない、寄附を受けた資産が計上されないなど、バランスシート上の資産や負債の状況が必ずしも実態と一致しない。また改善の余地があると考えている。公会計制度改革の中で、平成二年度の秋ごろには、バランスシートを初め、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の財務四表の公開が求められているので、地方公共団体の公会計に特有のものを含めて、見方や注意点をわかりやすい形でお知らせをしていきたい。

水道事業の統合について

問

水道料金は未だ旧市町時代のままであるが、二年度のいつ頃に統一するのか。また、笠間水道の赤字体質をどう改善するのか。笠間水道が赤字体質を改善できない状態のまま三事業を統合させる意向なのか。現在、笠間水道は、

答

市長

各水道事業の統合の時期は、平成二二年四月一日、会計を一事業会計に統合をする予定である。また笠間水道の赤字の原因には、地形による投資額が増大したこと、人口予測が大きく下回ったこと、地質により地下水での対応が困難であり、県水受水の購入によるものが主な理由である。今後の解消策は、配水管布設工事計画等で、道路、下水道など担当

高料金対策補助金として一般会計から一九年度で二億円、二〇年度予算では一億五千万円計上しているが、一〇〇%国・県補助によるものか。また県からの給水について価格引下げ交渉をすべきであるが、方策を伺いたい。

答

上下水道部長

高料金対策補助金は、平成一九年度の交付税の算定式の中に一〇〇%基準財政需要額に算入するよう算式があり、補助されているが、単位費用や正係数などで調整され、高料金対策補助の半分程度となると試算されている。また、県内六六水道事業体のうち一八の事業体が適用している。



平成20年3月に低圧配水池が設置された南友部地区



●農業の活性化について

問

国内の食料自給率は四〇％を割り六〇％以上を外国に依存しているが、輸入食品の中に有害物質が含まれており日本中が震憾したのは、つい最近のこと。命の源である食料の安定供給を考え、遊休農地をなくす取組を進めることは重要であり、以下のとおり伺う。

答

産業経済部長
①遊休農地は現在七九二ヘクタール、農地全体の一六％を占めここ五年間で二八二ヘクタール増加。土地改良整備地区の中で遊休農地が多い地区として岩間地区を県の指導のもとプロジェクトチームを立ち上げ、場所、田畑の区分、農地の荒れ地の実態を把握し解消の施策を検討している。②遊

休農地に対する指導としては農業委員会と連携して、パンフレット等で啓発をしている。また、農業委員会や農協では、既に農地保有合理化事業に取り組み、農地の賃貸借を進め啓発活動をしている。しかし借り手側に魅力のある農地は既に流動化しており、荒廃農地は借り手がない状況にある。③利活用については農協等の関係機関と定期的に定例会を開催し、随時テーマを設けながら協議をしているところ。④農地利用の相談は、徐々に進む高齢化や後継者の問題があり、市や農業委員会への相談は少ない状況。⑤岩間地域農業担い手育成総合支援協議会を設置して、地区集落での話し合いと合意形成の促進、営農改善方策の提示、営農診断、栽培指導など農業者が主体性を持つてみずからの地域農業の将来方向について選択判断ができるように支援をしている。⑥現在認定農業者は一五二名、法人で五企業。ここ二年間で認定農業者が二名法人で一企業増加。⑦市内で最も規模が大きいのは小原地区を主体とした友部地域で、二七〇戸一三〇ヘクタールで転作主体に取り組みが動き出したところ。地域や土地改良区単位での取り組みが望まれるが、集落での合意形成はなかなか難しいのが現状。市も農業関係機関と連携して積極的に推進していきたいと考えている。⑧

問

農政推進協議会は、農林行政の円滑な運営と推進を図る目的で設置され、市議会議長をはじめ農業三士などの二二名で構成。本年度は農林振興基本計画を策定。

答

産業経済部長
企業によっては（食品企業が多いが）使う食品を自分のところで生産しているところがある。分布図などどの地域に多く遊休地があるということがわかれば、そうした企業なども誘致できるので。そのためにもやはりデータは重要であり、分布図をきちんとつくっていく必要があると思うがいかがか。

問

●環境問題について

環境問題は、身の回りのごみ問題などの生活環境から、自然環境、地球環境と広範囲にわたる問題。今、地球温暖化による自然破壊を防ぐため二酸化炭素排出抑制政策が世界的規模で進められ新聞でもほぼ毎日掲載されている。当

答

市民生活部長
市でも作成された環境基本計画を一日でも早く実施し、市民が丸となり住みよい環境づくりへの取り組みをするべきと思うが、この計画の実施時期及びその後の進捗状況の検証について伺う。また、企業の取り組みが義務づけられている中、市役所としての具体的な対策について伺う。

問

市役所の地球温暖化対策として、室内の必要箇所以外

答

市民生活部長
この計画は「豊かな自然との共生、水と緑の里かさま」と目指すべき将来の環境像を定め、実施時期は二〇年度四月から一九年度までの一〇カ年。各家庭に概要版を配布し周知に努めている。

問

市役所の地球温暖化対策として、室内の必要箇所以外

答

市民生活部長
スーパードでは相当利用しているというが、まだコンビニなどではレジ袋を持つてくる職員も見受けられる。今後とも庁内の推進会議や職員事務研究会を通じてマイバッグの利用等の周知を図ってきたい。



市職員全員に配布されたマイバック



●市の放棄地対策について

問

市長の施政方針で、市内の七九二ヘクタール以上の耕作放棄地について年次計画を立てた上で土地改良実施等優良農地を優先にパイオ燃料を視野に入れた遊休農地活性化緊急対策事業を実施することだが、どのような方法でいくのか具体的に伺う。

答

市長
現在、市内の耕作放棄地の状況は七九二ヘクタール、そのうち土地改良を実施した地区は五六・三ヘクタールある。大部分が未整備地区内の栗畑を含む畑地帯。こういう現況の中で本年度から重点施策として、土地改良実施地区の耕作放棄地の解消を図る取り組みをしていきたいと考えている。その対策の方法としては、集落営農組織の育成による担い手の確保、水稻にかわる飼料用作物、パイオの原料を視野に入れた菜種などの景観作物、さらには落花生やコマなどの導入を考えていきたい。現在、市では、平成一九年から三力年計画で、試験的に小原、福原地区で当市に合った農産物、パイオを視野に入れた景観作物について、調査研究を進めている。今年度の予算にも、一九〇万円近い対策及び推進費を計上した。

問

パイオ燃料と口でいうのは簡単だが実施は大変な苦労が要る。放棄地問題は笠間市だけで解決できる問題ではなく、県、国と連携しても、本当にこれを解決する方法は、本当に不可能に近いだろうと思う。是非とも何らかの形で実現していただきたいと思う。

答

市長
市としては、当然パイオの取り組みもあるが、まず耕作放棄地をどうしていくかという観点で考えて、その結果としてパイオの方につながるという方がいいと思っている。簡単なものではないが、だからといって耕作放棄地の対応を何もしなくでいいのかというわけではないのでしっかりと取り組んでいきたいと思う。

●耐震対策について

問

県内の市町村の施設は二〇一五年までに耐震化率九〇％達成を目標とのことだが、笠間支所を含め、一九八一年以前に建築された市所有の施設はどのくらいあるのか伺う。

答

総務部長
市が管理する施設で一九八一年以前に建築した施設は、三七施設。そのうち耐震改修促進法に基づき耐震化への努力義務の対象となっている特定建築物は一九施設。

問

資料によると本県は、中央防災会議で想定された県南部地震が発生した場合、土浦市やつくば市など三三市町村で、耐震六弱以上の揺れが生じたとき、建物三万棟が全壊、死者は三〇〇人、負傷者八千人と予測されている。笠間支所は施設の中でも一番古い。地震が起きてからでは間に合わないと思うがいかがか。また、笠間給食センターも非常に古い。生徒の給食をつくる場所なので、一番先に確保しなくてはならない場所。将来に向かってどのような展望を持っているのか伺う。

答

総務部長
笠間支所庁舎については、老朽化が進んでおり、笠間市役所基本構想にあるように、取り壊しを基本に考えている。市民サービスを低下させないことを念頭に置き、支所機能のあり方について十分に検討を行うことから、整備計画を立てる必要があると考えている。

答

教育次長
笠間の学校給食センターは昭和四五年に建てられ、約三十八年が経過している。建てかえの時期等についても今後十分に検討していきたい。また統廃合については、将来的には十分考えられることなので、重要な課題として今後取り組んでいきたい。

●岩間中学校にナイター設備設置を

問

現在、岩間中学校にはナイター設備が設置されていないので設置してほしい。また、テニスコート三面にも設置を希望する。岩間の教育施設には、グラウンドも、それから学校にも、一つとしてきちんとした夜間照明がない。笠間友部地区の学校施設には立派なナイター設備がついている。この点を含め前向きな答弁を伺う。

答

教育次長
現在、簡易的なナイター設備が設置されているのは、笠間小学校に、友部中学校のサッカーグラウンドには、サッカー少年団の方から寄附されたもの、また友部第二中学校グラウンドに、特に旭町地区が勤労者が多いことがあり、夜間の学校施設開放として設置されたものがある。岩間中学校改築工事に合わせて設置してはということは十分理解できるが、現行教育施設の状態をみると、耐震診断、老朽化による大規模改造などを

問

岩間の総合グラウンドをみると、使用した後、整備せずぐちゃぐちゃになっていることがある。子どもの上でも必要なことであるので、教育次長からグラウンド使用についてのお断りをしてほしいか。

答

教育次長
グラウンドの使用後のマナーについては、スポーツ施設、学校開放等の会議の中で十分に伝えていきたいと考えている。



ナイター設備が望まれる岩間中学校のグラウンド



●食材における国産、外国産の比率について

問

①食材の国産、外国産の比率はどのようになっているか。また外国産の主な材料はどのようなものがあるか。②冷凍食材の使用の有無、またどのようなものが使用されているか。そしてその生産国はどこか。③国産、外国産を問わず、食材の有害物質の検査又は対策はどのように行われているか。

答

教育次長

①食材の国産、外国産の比率について細かい集計はないが、外国産は約一割程度と認識している。外国産の主な材料は、グリーンピース、フロコリー、マッシュルーム、エビ等がある。

②冷凍食材は使用しておりません。主にコマツナ、大豆、インゲン豆など野菜、また肉類の加工品ですが、豚肉、牛肉等は、国産品を使用している。外国産はただ今申し上げたグリーンピース、マッシュルーム等で、生産国は、ニュージーランド、エクアドル、オランダ、ベトナム等である。

③特に、有害物質の検査は行っていない。食材の検査は、成分検査表及び配合表で納入の際、また、学校給食衛生管理基準に基づき賞味期限、産地、包

装状況等について、栄養士等が確認している。

答

福祉部長

①食材における国産、外国産の比率は、国産が九割、外国産が一割程度です。外国産の主なものは、果物のバナナ、オレンジ、グレープフルーツ、またコーン、パインの缶詰類です。冷凍食材としては、エビ、フライドポテト、サトイモなどがあり、生産国はインド、アメリカ等です。

②食材の検査については、使用食材及び調理後の食材を二週間冷凍保存し、また食材の内容を表示部分、賞味期限、原材料等を明記してあるが、これを一年保存し、必要に応じて追跡調査ができるようにしている。なお、手洗いの励行、調理器の洗浄、消毒等に注意し、食中毒などの防止に努めている。

③食器については、笠間の保育所がメラミン七割、強化磁器三割、友部の保育所がメラミン、強化磁器それぞれ五割使用している。笠間焼の使用については、児童の安全の観点などから今のところ使用は考えていない。

●自校給食方式とセンター方式について

問

①自校給食方式とセンター方式の相違点、メリット、デメリットは。②自校給食方式とセンター方式の導

入の経緯等は。③自校給食方式とセンター方式、今後どちらを推進していくか。

答

教育次長

①笠間市においては、自校給食方式とセンター方式の二通りあり、友部地区が各学校で調理する自校給食方式、笠間、岩間地区が調理を集中して行うセンター方式で行っている。

センター方式のメリットは、一度に大量の調理ができるため、食材費や人件費、施設の維持管理費などを抑えることができる。デメリットとしては、献立がさめしてしまうことや食育教育の面で欠けることがあげられる。

自校方式のメリットは、食物アレルギーや学校行事に合わせたいきめ細かな調理ができる。また、デメリットとしては、食材が割高になり、施設の維持管理に費用がかかる。

②各地区で導入された経緯は、岩間地区が平成一四年に自校方式であったものをセンター方式に変更し、笠間地区は昭和四五年度からセンター方式に移行した。友部地区は、完全給食を取り入れた時から、自校方式を採用している。

③今後、自校方式、センター方式のどちらを推進していくかについては、いずれもメリット、デメリットがあるので、昭和六〇年にだされた文部科学省からの通達を参考に、笠間市の児

童生徒数の動向や保護者等の意見や実情を踏まえ、いずれの方法が良いか検討していきたい。

●食育と地産地消について

問

①地産地消の進捗状況と各地区の取組状況は。②日本の食文化の上からも食器の重要性を再認識すべきと考え、笠間市の保育所、小・中学校で使用している食器を陳列し、解説して欲しい。

答

教育次長

①笠間市の学校における地産地消は、平成一五年から友部地区の七校の小中学校で行っており、現在では三品目に増え、金額も五〇〇万円を超え年々増加している。友部地区については、生産者や学校の要望を聞きながら、更に進展を図りたい。

笠間、岩間地区については、地産地消を進める上での課題の解決に努め、なるべく早めに地産地消の仕組みづくりを進めて行きたい。

②現在、小・中学校で使用している食器について



県窯業指導所で開発された笠間焼食器

は、通路に並べさせていただきましたが、強化ガラス製のもの、ABS樹脂製またはアルミト製のもの等たくさんあります。なお、使用している食器の安全性について、PRを強化していく。

③笠間焼を学校給食に使えないかとのことについては、一八年度から県産業技術課窯業指導所、市の観光課及び学校教育課で検討してきたが、検討の結果、強度の不足や破損しやすいとのこととで学校給食には今のところ使えない。そこで、地場産業の理解や体験学習を通して作成したコップとしての利用を図りたい。



●学校給食の運営状況について

問 給食費の徴収方法は、何通りあるか。

答 給食費の滞納者に対する対策、対応はどのようにしているのか。その額を、平成一八年度及び一九年度滞納額と、今後の予測推計も含めて聞きたい。さらに、なぜ滞納が起きるのか。

教育次長

答 徴収方法は、口座振替と現金納付の二通りある。

滞納者対策は、保護者に学校給食申込書を配布し、その中で学校給食に対する理解を求めた。その結果、全員の保護者から給食の申し込みをいただいた。未納者には、学校側から文書や電話による督促、家庭訪問を実施。さらに今年二月の校長会で、給食費未納者対策を実施し、納付もしくは納付誓約がない場合、給食は出せない旨と弁当持参の周知、さらに、各学校から催告書を発行した。なお、一八年度末の未納額は、全学校で二八万八二〇〇円。一九年度末は、過年度分納付未納額も含め、合計で二八万九千円。今後の未納の推計では約〇・四％程度未納者が発生するものと思われる。

滞納が起きる原因の一つには、保護者の納付義務の欠如があると思う。

問 滞納が起きる問題の根幹には、保護者の規

範意識の低下があると思う。滞納に対して、なぜ起きてしまうのかというところに目を向けて解決するのが、本来のあり方である。センター方式とは違い、自校方式（各学校内）では、一部の者に未納があった場合、その分を他のみんなで負担するということなのか。また、解決策というのは、給食費をもらえないから滞納者の子どもには給食を提供しないという論法ではなくて、違った考え方があるのかどうか。

教育長

答 督促は親に対してするので、子どもにするものではない。督促をすることが保護者の規範意識を育てることになる。保護者には、学校と相談をしていただき、給食を一気に切るといふことはない。給食費を納めることが学校給食を維持していくために重要である。

●茨城中央工業団地（笠間地区）整備と地域発展について

問 県有地に進出予定の大手企業（イオン株式会社）に対する市の考え方を客観的に総論で答えていただきたい。

また、弊害・デメリットの予測。現段階での反対意見があるのか。あればどういう内容か。関連して、大手企業の進出によ

り市が負担すべき具体的な事業の内容とそれに対する予算。

副市長

答 既存施設とのすみ分けや地域への積極的な貢献を行うおとする内容の提案で、市としても、新たな雇用の創出に加え、地域の活性化や市全体の企業誘致にもつながるものと考えており、事業推進のための調整を行っていききたい。

産業経済部長

答 来客が集中する時期に、周辺道路の交通渋滞の発生が懸念される。また、イオンとしては、高速交通網を活用した広域商圏型複合商業施設を提案しており、既存商店と競合しないような計画であるが、影響は出てくるものと考えている。

反対運動については、地元住民からの運動としては把握していないが、一部商工会関係者からは、厳しい意見をいただいている。

市が負担すべき内容は、茨城県とイオンとの間で実施計画の調整作業中であり、実施計画に基づき造成設計が完了すれば、その内容が明確化してくる。

市からの直接的な負担は現時点ではないものと考えている。

来客車両が年間四〇〇万台。単純計算で一日一万台を超える。近辺の交通事情がかなり変わる。渋滞緩和対策など市はどれだけの負担をしなければならないか。ま

た、ごみ処理の負担も出てくる。

現在で内原地区（内原ジャスコ含む）のごみの処理量は、どのくらいアップしたのか。

答 都市建設部長

周辺アクセス道路は、重要な部分である。工業団地関連の一本の県道については、早期の整備を県に要望していく。

また、スマートインターのゲートの複線化等も課題になると考えられる。これについては、県、NEXCO東日本で、イオンを含めて検討されるものと考えており、当面、市の負担はないものと考えている。

答 市民生活部長

内原ジャスコのごみは、笠間・水戸環境組合で処理している。

ごみの年間総量は二万八〇〇〇トンで事業系ごみが約五七〇〇トンである。その内、内原ジャスコは約七〇〇トンとなっている。事業系ごみはトン二万円処理している。

●入札制度と工事発注後の市の責務について

問 指名業者の選考と入札制度について、新市における現在までの実情の中で、改善すべき点は

あるのか。

答 総務部長

現行制度は、昨年の七月に電子入札の実施など透明性、公平性、競争性を確保するための改正を行った。改正後九月目といつことで、一年を経過した時点で現状を分析し、改善すべき点があれば改善をしていきたい。

問 低入札価格で落札した場合発生するデメリットが市にはあるのではない

答 総務部長

基準価格を下回った場合であっても経営状況等を総合的に調査し、適正に履行されると判断される場合に契約を締結するものであり、適正な工事が行われ、完成後、引渡しを受けることになる。



大手企業が進出予定の茨城中央工業団地（笠間地区）



●労働安全管理体制について

問 安全で健康な職場生活を送ることは、すべての勤労者の願いである。

市としては、職員の過重労働の現状をどのように把握されているのか。

教育委員会としても、実態調査を行い、教職員安全衛生管理規程を制定する必要があるのではないかと。

答 市長公室長

平成一九年四月一日現在で時間外勤務は、一人当たり年間八〇時間で、月六・七時間、また、超過勤務により心身の不調により療養休暇を取得している者は、現在のところはいない。

メンタルヘルスに関しては、茨城県精神保健協会に業務委託をしており、平成一九年度は、九件の相談があった。

答 教育長

教職員安全衛生管理規程の策定は、教育委員会の責務であると認識しており、整備を検討していきたい。

問

労働安全衛生管理体制は、安全衛生管理規則にのっとりた運営をやるべきであり、安全衛生委員会の中で議論されたことは、職員に明示することが必要だと思うが、そのことに対する所見は。

市立小中学校、幼稚園教諭を含めた安全衛生管理規程の具体

的な準備状況は。

答 市長公室長

今後、規則に沿った形で進めていきたい。安全衛生委員会について、開催した場合は周知を図っていきたい。

答 教育長

学校には校医が配置されており、その活用も考えている。

●全国学力・学習状況調査について

問 全国学力・学習調査が実施され、知識の活

用力の弱さを指摘された。市ではこの調査の結果どのような傾向が見られ、どのように活用していくのか。

次期学習指導要領が実施されると、授業等がどのように変化するのか。また、児童生徒や教職員への影響はどのようなものが想定されるのか。

答 教育長

笠間市の結果は、中学校国語では、A、B問題とも国県の平均を上回っている。また、中学校の数学、小学校の国語、算数は、A、B問題とも国、県平均とほぼ同じであった。

教育委員会においては、検討委員会を設置して、現状と課題を分析して、授業改善プランを作成した。

授業時数の増加に係る児童生徒や教職員への影響は、過当

り一時間の増加で影響はないと考えている。

問 全国学力・学習状況調査の結果の公表につ

いてどのように対応されるのか。

総合的な学習に対してどう評価し、今後、対応するのか。

答 教育長

個人・学校が特定できるような公表は避けるという方針は変わらない。

総合的な学習と教科との兼ね合いを大事にして学校教育の中に生かしていきたい。

●放課後子どもプランと放課後児童対策事業について

問 東小学校在開設され

た放課後子ども教室の具体的な取り組み内容は。

次年度新たに二校で開設する学校及び内容は。

笠間小学児童保育をNPO等が運営した場合、保護者の希望にかなった運営に変わるのか。

放課後子ども教室と児童クラブの位置づけや連携は。

答 教育次長

東小学校については昨年五月に開校し、子供たちのコミュニケーションがとれるようになってきたことや、地域でのコミュニケーションづくりにも役立っている。

二〇年には、大原小、岩間第

三小の二校を開設する予定で準備を進めている。

児童クラブの子供たちが教室に参加する場合には、開催時間帯であれば受け入れる。

答 市長

笠間小学校児童クラブについては、平成二〇年度から一年間、市内のNPO法人へ運営業務を委託することにした。

行政では制約があり、なかなか実施できない事業などを民間のノウハウを生かし、保護者の希望に沿った業務運営がなされるよう市としても大いに期待をしている。

問 午後七時までの延長

保育の問題や障害児の保育を児童保育でできないかという保護者の希望が、民間委託によってかなえられるのか。

放課後子どもプランの策定の進捗状況は。

答 市長

時間の延長等については話し合いの中で解決できる問題である。

また、現在も障害児を受け入れており、NPO法人の運営になっても、引き続き障害児の受け入れは行っていくと考えている。

答 教育次長



東小学校で実施されている放課後子供教室

ている。

問 放課後子ども教室と児童クラブの連携は。

子供の問題について、常時恒常的に政策の議論や政策の立案ができるシステムをぜひ考えていただきたい。

答 教育次長

放課後子ども教室と児童クラブの連携は十分に図っていると考えている。

答 市長

昨年、全庁的な少子化対策本部を設置した。また、子供施策の中心であります次世代育成支援行動計画を策定し、来年度の予算については、少子化対策に重点を置いて予算を組んでいる。それらの実施においては、少子化対策本部を中心に施策の展開を行っていきたく考えている。



●水道料金の値下げについて

問

笠間市が利用する県中央広域水道事業が県内で一番高い水道料金体系になっている。水道料金の値下を求めて伺いたい。①平成一八年度の笠間市の三水道事業を合算しての年間の総配水量、②県からの供給水量、③地下水の利用水量、④県との契約水量のうち利用されていない水量、⑤笠間市の認可されている地下水の最大取水量、⑥水道事業建設に伴う企業債、⑦県との受水契約水量、⑧県との受水契約の見直し、水道料金について伺いたい。

答

上下水道部長

①一八年度の年間総配水量は八〇一万七二〇立方メートル、②県からの供給水量は四五万四一八三立方メートル、③地下水の利用水量は三六万九八八四立方メートル、④契約水量のうち利用されている水量は日当たり一七五立方メートル、⑤地下水の取水量は現取水能力の最大であり笠間一四六二立方メートル、友部九二八七立方メートル、笠間四二〇〇立方メートル、笠間水道は地質により地下水での対応が困難な状況である。⑥企業債の主な使途は、拡張工事、老朽管布設替え、水管布設等。平成一八年度決算時の未償還残高は笠間水道が

三一億六五九七二〇〇円、友部水道が一億九二二二万円、笠間水道が六億八四六五万六〇〇円。企業債の償還は、三事業とも利息五％以上の企業債については平成一九年度から三

力年で行い、平成二〇年度は八億八四一四万八〇〇円、三年間の合計で三億四八一五万五〇〇円の繰上償還。利息二・五％での借りかえをすることとで約三億二〇〇万円の利息が削減される試算となっている。⑦県中央広域水道との受水契約水量は、三事業がそれぞれ認可申請の際に提出した計画受水量で日量当たり二万八四三八立方メートル、⑧受水量、水道料金の見直しは水道運営審議会

●食の安全と学校給食について

問

食の安全性と信頼性が揺る今日、学校教育の中では安全の確保、食育教育に責任を持って取り組むことが求められている。学校給食の給食方式、食材・食品の利用状況、安全性と信頼性の確認、地産地消の拡充について伺いたい。

答

教育次長

各学校における給食数は笠間センター一五五〇食、岩間センター一五五〇食、自校方式の友部地区七小中学校三三八〇食、市全体で七四九〇

食を作っている。

地産地消の品目はニンジン、キュウリ、タマネギ、キャベツ等、使用頻度は野菜等は毎日、米飯給食は週二・五・三・五回でありすべて笠間産の米を使用。冷凍食品は三六品目、週一・二回使用、原材料使用はほぼ毎日含まれる。使用する材料はセンターでは検査表の提出、賞味期限や産地、包装状態の確認、生鮮食料品は当日必ず納入、配食前にはセンター長が検査し学校では校長が検査をしている。友部は各校とも成分表の確認、製造年月日、賞味期限、産地等を確認し栄養士または調理員が検査をしている。また、米飯給食は給食費と食事のバランスを考慮したもので米飯をふやす計画はない。また、安全性の高い食材に対し、補助を増やすことは今後の食材の状況に応じて学校栄養士等の意見も聞きながら、食材の価格上昇に対し、どう対応するか検討していきたい。笠間給食センターの老朽化対策は児童生徒数の動向やその保護者等の意見や実情を踏まえながら検討していきたい。

答

産業経済部長

地産地消の拡大については、友部地区に、農協、納入業者、学校と生産者で構成された組織があり、品目や価格等について協議がされ、情報・意見交換が行われ、品目・数量などの生産安定供給について検討し

ていきたい。生産者の協力を得るための価格保障などの手だてについては、会議に生産者が加入しているため、必要はないと考えている。

●障害者控除の申請について

問

介護認定を受けている六五歳以上の方で障害者手帳の交付を受けている人と同程度の障害があると認定された方は障害者控除が受けられるので、この制度が利用できるよう現在六五歳以上のすべての要介護認定者に対し周知徹底を求めたい。

答

福祉部長

制度内容は週報やホームページに掲載し、ケアマネジャーを通じて訪問の際に周知している。申請書類は広報で周知し、合わせて在宅介護支援センターやケアマネジャー、認定調査員等に携わる方々を通じて引き続きその趣旨を説明し、また、要介護認定者に必要な助言等ができるよう指導していきたい。

●不要になった入れ歯の回収ボックスの設置について

問

入れ歯にはパラジウム合金や金、銀などが使用され、NPO法人日本入れ歯リサイクル協会が精製すると一個当たり二五〇〇円になり、収益はニセフ協会、市の社協協会の運営資金として使われている。国際貢献や福祉に役立ち、貴重な資源を再利用するため、本市も不要入れ歯の回収ボックスを市庁舎のロビーや福祉事務所に設置してはどうか。

答

福祉部長

不要入れ歯の回収のリサイクル、再利用は現在、全国で、四四の市町村と特別区に回収ボックスが設置されているが、県内は設置されていないので、今後は、関係機関と十分協議し回収ボックス設置の効果を検証していきたい。



入歯リサイクルのPRポスター



●教育問題について

問

現代社会では、公共心も道徳心もますます薄れ、人としての心、思いやり、そして人格が失われてしまつてはと危惧している。

① 昨年の九月の定例会で道徳教育について尋ねたが、学校、家庭が連携し、家庭教育学級を設け、学校、家庭が丸となり公共心、道徳心の向上に努めるとのことでしたが、その成果と現在の様子を伺う。

② 英語の授業時間を増やして語学力を高めることは大切なことであるが、真の国際人は、自分の意見、考えをはっきり主張できることが大切かと思う。

限られた時間の中で、他の授業とのつり合いはどうか。そのために日本の文化、歴史をしっかりと身につけさせる歴史、文化の教育がおろそかにはなっていないか。

③ 教育委員のあるべき姿ですが、現在の教育委員は、各界各層から人選されている。前職の経験を生かし、地域社会においてその任を果たすことができないか。

答

教育長

① 各学校においては、「道徳」の時間を中心に学校教育活動全体で取り組んでいる。また、家庭教育学級では、家庭でのしつけ、思いやりの心の育て方など、講演会やグループ討

論、ワークシヨップなど多様な方法を取り入れ学んでいる。今後とも学校と家庭、地域が協力して心の教育に当たりたい。

② 国際理解教育は、歴史や文化を理解することが基本となる。小学校三・四年生でふるさと笠間、茨城県の産業・文化・歴史、六年生と中学一・二年生でわが国の歴史や文化を学習している。我が国の歴史と伝統を大切に、国を愛する心情を育てることは重要である。

③ 教育委員は、教育に関する一般方針の決定、教育長の指揮監督、教育委員会規則の制定、その他重要事項の決定が職務である。本市教育委員は、様々な経歴を持っているので、それぞれの委員の力をいいただき、学校教育、社会教育に当たっていきたい。

問

道徳の基本は、礼儀正しく律儀であることと思う。顔を見ないでパソコンとか携帯電話でやりとりができるＩＴの時代であり、道徳、モラルが低下したところのような世の中になるか危惧している。子どもたちに道徳心をきちんと身につけさせ、親が子どもたちから逆にモラルを教える方法もあるのではないか。

答

教育長

校舎内で子供たちはすれ違えば必ずあいさつができる。礼儀の基本は学校教育の中で徹底しているが、家庭でという学校だけではなかなか解決

できない問題である。

礼儀正しく、外国人から見ても恥ずかしくない子供たちを笠間市から育てられればと思う。子供たちの心の教育を重点的に取り上げていきたい。

●幹線道路整備について

問

幹線道路整備計画は、合併協議会において、合併特例債（一三〇億円）のうち一〇〇億円を投じて行うと認識しているが、その進捗状況と今後の推進計画について伺う。

答

都市建設部長

合併特例債は、全体で一三〇億円を予定している。その内幹線道路の整備は、一二路線で六三億円、国の補助金を合わせて一〇三億円を見込んでいく。交通基盤を生かした街づくりと新市の一体化を図る幹線道路として整備しており、現在、全体の進捗率は二二％程度となっている。予定どおり事業の推進を図りたい。

問

合併特例債の道路財源は、笠間市の特定道路財源と私は思っている。モデル路線を決めて集中的に投資をし、合併効果としての見本を見せることができないか。

答

都市建設部長

合併特例債事業の半分を道路事業で実施すること、を

合併協議会で決定し現在進んでいる。目に見える道路を早く造らないと合併効果も現れないので平成二年度には数本の路線が供用開始できるよう都市建設部一丸となって推進している。

●市職員としての自覚と勤務姿勢について

問

市職員の各人がその任を自覚しているか、副市長から見るとどのように映っているか伺う。

答

副市長

市職員は、全体の奉仕者という使命を果たし、市民の立場に立つて行政を推進するとともに、豊かな人間性を持つていなければならない。行政とし



家庭教育学級の「子育て井戸端会議」

問

市民は、かゆいところに手が届く市政を望んでいる。職員一人一人のモラル・道徳について伺う。

答

副市長

市民の目線に立つて、市民の立場に立つことが、公務員として何よりも基本であると思っている。市民のための行政サービスを職員一丸となって努めていかなければならないと考えている。



●学校給食の地産地消について

問

友部地区の自校方式での給食では、地産地消が年々増加して、成果を上げているという答弁を伺った。笠間地区、岩間地区でのセンター方式の給食でも友部と同様に張り組んでゆけるか。

答

産業経済部長

市としても、農村の活性化、農地の利用促進、いろいろな観点で地産地消の取り組みは重要だという認識をしていますが、今後については、安全安心を基本に、供給体制の充実、農家の意向を踏まえ、通年栽培、契約栽培などを視野に入れながら検討していきたい。

●防犯対策について

問

学児童の事故防止や犯罪防止のために防犯活動を行っている団体があるが、今現在、防犯ボランティアの団体は幾つあるのか。また、この二、三年での増加件数、活動範囲、活動日数など把握しているか。また、これらの活動にどのような展望を持っているのか。

答

市民生活部長

市内には防犯連絡員協議会と防犯ボランティア団体がありそれぞれ活動している。防犯連絡員は警察署や交番、駐

在所等と連絡をとり、防犯パトロールや防犯看板の設置等、地域の安全のために活動を行っている。防犯ボランティアの皆さんは自分たちのできることをやるということ、小学生の登下校時の見守りや薄暮時の地区内のパトロール、青色パトロール車を使った巡回等を行っている。昨年の九月には団体相互の活動状況の把握と活動内容の充実を目指して、防犯ボランティア団体の連絡協議会を設立、現在は二団体である。行政とのかわりには、防犯活動に必要な腕章やたすきなどの活動用品を支給し、防犯看板の配布を行っている。

今後未登録団体、設立を目指しているところがあれば支援し、市内の一層の安心安全なまちづくりを目指していきたい。

最近、防犯ボランティアが非常に大きな動きを見せている。これらの地域社会を支えていこうとする組織こそ、まちづくりのポイントになるのではないと考えるが、このような活動に市はどのようなかわつてきているのか。また、補助金などの支援は考えているのか。

市民生活部長

防犯ボランティアの活動については、防犯活動に必要な腕章などの支給、防犯看板の配布、青色パトロール車の貸し出しなどを行っている。また、昨

●財政健全化について

問

今回の予算の中で公債の繰上償還や借りかえが行われているが、総額はどのくらいになるのか、これらの借りかえの金利の差でどのくらいの費用の軽減になるのか。一九年度の財政状態を示す財政力指数、経常収支比率、公債費負担率、積立金現在高を教えてください。また、これらの数値がどのようなもので、県内四三市町の中での位置と昨年との比較も教えてください。

総務部長

平成二〇年度の繰上償還予定額は一般会計で一億三三九万四〇〇〇円、水道事業会計で一億八四二万八〇〇〇円、公共下水道事業特別会計で一億三九九万九〇〇〇円を予定している。三会計を合わせた平成二〇年度の繰上償還予定額は、一七億五七〇万四一〇〇円である。また、平成一九年から平成二二年度の三年間の一般会計、特別会計、企業会計を含めました繰上償還予定額は、

四六億一六八万九〇〇〇円である。繰上償還実施による金利の軽減額は、一般会計において、三年間で約三五四〇万円、水道事業会計は、三年間で約三億一〇〇万円、公共下水道事業特別会計で六億九八〇〇万円の利息が軽減されると試算をしている。一般会計、水道事業会計、公共下水道事業会計合わせて、約一〇億四四四〇万円軽減されると試算している。財政指標は、一九年度はまだ決算がされていないが、一八年度決算の財政力指数は〇・六四である。県内四三市町村中で二八位、真ん中よりやや下になる。経常収支比率は八六％で県内四三市町村中低い方から七位で経常収支比率は低い方が健全であると言える。公債費負担比率は一・一三％で

県内四三市町村中低い方から八位で、公債費負担比率も低い方が健全である。したがって経常収支比率、公債費負担比率とも笠間市は県内四三市町村中上位にある。平成一八年度末の積立金現在高は財政調整基金、減債

基金、その他の特定目的基金を含め六八億五二九万九〇〇〇円である。積立金残高比率は四一・八％で、県内四三市町村中一位となっている。財政健全化の指標で、連結実質赤字比率は全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率となり実質赤字額を試算すると、マイナスいわゆる黒字となるので連結実質赤字比率はゼロになる。

平成一七年度決算では財政力指数が〇・六〇、経常収支比率八九・九、公債費負担比率一〇・二、積立金の現在高が五七億九六〇〇万円、公債費負担比率で増えているが、それ以外で増加はしていない。

防犯ボランティアと下校する児童



防犯ボランティアと下校する児童



●デマンドタクシーについて

問

友部地区、岩間地区では好評であるが、笠間地区では福祉バスが運行しているのでもたつたままでは、生活弱者の対応について、具体的にはどのような対応が、障害者と高齢者の車いすで移動している人たちの対応はどうか。

答

福祉部長 デマンドタクシーは一回の利用料三〇〇円で、市民だれもが利用可能な交通システムとして二月二〇日にスタートした。これまで高齢者等で移動手段がない交通弱者にも、自分一人で移動が可能になり、活動領域が広がるものと期待をしている。利用料金は、県内の市町村の実施状況を踏まえ受益者の応分な経費負担の観点から、三〇〇円は適正な利用料金であると考えている。障害者や高齢者等で車いす利用している方は現在、民間による福祉車両の運行、福祉有償連送システム、タクシー利用助成制度で対応している。

問

生活弱者への対応について、今までは笠間の福祉バスは無料であったが、どう対応するのか。

答

福祉部長 試験運行のため、市民の意見をいただきながら、福祉サイドとして前向きに検討して

いければと考えている。

●農業問題について

問

国内の食料自給率が四〇％を割り込んだ農産物自給体制の中で、農業は急速な高齢化や人口減少に伴う後継者不足、耕作放棄地問題など、新たな担い手育成や生産性向上など活性化が緊急の課題となっている。本市の農業も、合併により広範囲な地域を抱える中でそれぞれの地域特性を生かした農業生産が行われているが、農業離れ、高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加など余儀なくされている。①本年度、農業政策が一部変わったがどのように変わったか。②本市としてどのように対応・推進するのか。

答

産業経済部長 昨年四月からの国の政策で経営所得安定対策大綱において、品目横断的経営安定対策、米政策改革推進対策、農地・環境保全向上対策の三つの柱が示され、集落営農や担い手育成を基本に三事業が動き出している。柱である品目横断的経営安定対策は、名称がなじまなかったため水田畑作経営所得安定対策に名称の変更や、加入者の拡大に向けた面積要件の見直しなどが、市町村特認制度が創設された。基本的な内容については大きな変化はない。米政策改革推進対策は、昨年度も過

剰作付となり特に福島県、千葉県、茨城県、新潟県に多く米の下落に拍車がかかったため、国が平成一九年度の追加事業として地域水田農業活性化緊急対策が打ち出され、国の補正予算として総額五〇〇億円、茨城県には三八億円、笠間市水田農業推進協議会には一億二〇〇〇万円の予算枠の配分があった。事業の内容は、一九年産の生産調整実施面積を基本とし、平成二〇年度から平成二四年度までの五年間にわたって、生産調整を達成することを条件に、平成二〇年産の生産調整を拡大した面積に同じ、一〇アール当たり三万円から五万円の交付金が支払われる制度である。笠間市水田農業推進協議会で対応し、既に農家組合長や過半数を通じて制度の周知を図ってきた。現在は二七名の事業参加者があり、面積で約二二ヘクタール、事業費で三九〇万円程度となっている。

●人材育成について

問

団塊の世代の退職によりあらゆる組織が世代交代をし、人材育成に力を入れている。本市の職員も数多く退職するが人材育成についてどのようにしているのか。人手不足の対応、行政としてスペシャリストの育成についての考えはどうか。

答

市長公室長

職員数は平成一八年度に策定をした笠間市職員定員適正化計画に基づき管理をし、平成二二年四月一日までに七八〇名とする純減率八％、純減数六八人を目標としている。退職者が今後一〇年間に約一五〇名を超えるので、行政のスリム化、効率化を推進し組織力の維持には特に配慮し、必要な職員数を見きわめ市民サービスの低下を招くことがないように人材の確保に努めていきたい。また行政におけるスペシャリストの育成は、笠間市職員人材育成基本方針を既に作成、多様化、高度化する市民ニーズに的確に対応していくために、県職員との対等相互交流を実施し、今年度は一一名を茨城県等へ派遣し、また、茨城県自治研修所へ専門的な習得を目指すため八〇名を派遣している。

二〇年度は市町村職員地方研修主催の研修に参加をさせる予定である。観光、福祉、税等の分野は、専門的知識の習得及び実務遂行能力の向上を目指す、今後は民間企業経験者の持つノウハウの活用等も考慮し専門

問

職員を二三年で異動させてしまっているが、あの人に聞くと何でもわかるというような人がいると市民としてはありがたい。スペシャリストの育成をどう考えているのか。

答

市長公室長 専門性の高い分野では、経験をふんだんスペシャリストを育成していく考えである。



デマンドタクシーを利用する市民

平成19年の議会活動

定例会・臨時会の開催状況

平成18年3月19日に3市町が合併し、新笠間市議会が誕生しました。その後11月17日議会の自主解散が行われ、12月24日に新たな市議会が誕生し、現在に至っています。ここでは、平成19年1月5日の第1回臨時会から平成19年12月の第4回例会までの議会活動状況をお知らせします。

平成19年は、定例会が4回、臨時会が3回、合計7回の議会が開催されました。第1回臨時会から第4回定例会で、審議された議案などの状況は次のとおりです。

第1回定例会 平成19年3月5日～3月23日

平成19年度当初予算、笠間市総合計画基本構想外64件
【条例16件、予算23件、その他26件】
一般質問：12人（39件、3日）
傍聴者：98人

第1回臨時会 平成19年1月5日

監査委員の選任外18件
【議長選挙、専決承認2件、条例改正2件、外14件】
傍聴者：2人

第2回定例会 平成19年6月4日～6月15日

平成19年度補正予算、笠間市公共下水道条例の一部を改正する条例外19件
【条例4件、予算2件、請願陳情1件、意見書1件、専決承認4件、その他8件】
一般質問：7人（21件、2日）
傍聴者：49人

第2回臨時会 平成19年1月30日

笠間市友部駅南北自由通路の設置及び管理に関する条例外2件 【条例3件】
傍聴者：2人

第3回定例会 平成19年9月3日～9月21日

平成18年度決算認定、笠間市政治倫理条例の一部を改正する条例外29件
【条例6件、予算11件、決算6件、請願陳情1件、意見書1件、その他5件】
一般質問：12人（42件、3日）
傍聴者：86人

第3回臨時会 平成19年7月27日

国民健康保険税条例の一部を改正する条例外1件
【条例1件、予算1件】
傍聴者：2人

第4回定例会 平成19年12月3日～12月17日

平成19年度補正予算、指定管理者の指定、笠間市議会議員定数条例の一部を改正する条例外47件
【条例7件、予算21件、請願陳情3件、意見書2件、専決承認1件、その他14件】
一般質問：13人（45件、3日）
傍聴者：57人



委員会の開催状況

市政に関する問題は、福祉、教育から道路建設などいろいろな分野があります。
 笠間市議会には、4つの常任委員会と議会運営委員会が常時設置されております。また、特定の事項について、調査・審査するため、議会の決定により、必要に応じて特別委員会を設置することができます。
 なお、平成19年の各委員会の主な活動状況は次のとおりです。

委員会名		審査案件など	開催日数
議会運営委員会		議会運営全般についての協議（会期日程の調整など）	18日
常任委員会	総務委員会	笠間市職員定数条例等の一部を改正する条例など、条例14件、予算3件、その他4件の審査	10日
	文教厚生委員会	教育予算の拡充を求める請願など請願陳情3件、条例8件、予算10件、その他11件の審査	6日
	産業経済委員会	BSE全頭検査継続を求める請願など請願陳情2件、条例1件、予算3件、その他4件の審査	6日
	土木建設委員会	市道路線の廃止及び認定など条例4件、予算14件、その他5件の審査	6日
特別委員会	予算特別委員会	平成19年度一般会計予算のほか、特別会計6件、企業会計5件の予算の審査	4日
	決算特別委員会	平成18年度一般会計ほか、特別会計6件、企業会計5件の決算の審査	4日
	議員定数等調査特別委員会	議員定数見直しについての調査及び審議 （第4回定例会において議員定数を28人から24人に改める条例が可決されました。）	4日
議会だより編集委員会		議会だよりの編集（4回発行）	5日

議会日誌

2月	5日	議会だより編集委員会	
	8日	文教厚生委員会	
	21日	議員全員協議会	
	26日	議会運営委員会	
3月	6日	21日	第1回定例会
	7日	総務委員会	
		土木建設委員会	
	10日	文教厚生委員会	
		産業経済委員会	
	11日	予算特別委員会	
	12日	予算特別委員会	
	13日	予算特別委員会	
	14日	議会運営委員会	
	21日	議員全員協議会	
4月	17日	議会運営委員会	
	21日	議員全員協議会	
		産業経済委員会	
		土木建設委員会	
	28日	和歌山県田辺市議会	来訪
5月	7日	土木建設委員会	
	21日	議員全員協議会	
	26日	議会運営委員会	
	27日	赤穂市議会	来訪



傍聴のご案内

市議会とはなたでも傍聴できます。議会では皆さんの生活に直結した重要な問題が審議されています。市政を身近に知るためにも議会の傍聴してみたいはいかがでしょうか。

● 手続きは簡単です

本会議開催当日に、市役所 3 階の受付で住所・氏名などを記入し、傍聴券の交付を受けて傍聴席にお入りください。定員は、記者席を含めて 36 席です。

● 傍聴される方へのお願い

議会には傍聴に関しての規則があります。規則を守って傍聴することをお願いします。

請願・陳情

市制について要望があるときは、だれでも市議会に対し請願・陳情を行うことができます。請願・陳情は、文書で行うことになっていますので、次の請願・陳情書の作成・提出方法を参考にしてください。

● 請願・陳情の作成、提出方法

1. 請願、陳情書には、特に決められた様式はありませんが、次の書式例を参考に作成してください。
2. 請願書、陳情書には、日本語を用いて件名、請願・陳情の要旨、提出年月日、請願・陳情者の住所、氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）、電話番号を記入し、請願・陳情者が押印して、笠間市議会議長あてに提出してください。なお、提出される方が複数の場合は、ほか〇人と記入して、署名簿を添付するか連署してください。ただし、個人においては、署名することにより、押印を省略することができます。
3. 請願書には、紹介議員（1 人以上）の署名又は記名押印が必要です。陳情書には紹介議員は必要ありません。
4. 署名簿には押印が原則ですが、拇印も認めます。

請願・陳情の 書式例

(件数)
〇〇〇に関する請願書
(陳情書)

紹介議員
笠間市議会議員
氏名(署名又は記名押印)

陳情書に紹介議員は
必要ありません

(件数)
〇〇〇に関する請願書
(陳情書)

(要旨)

平成 年 月 日
笠間市議会議長 様

請願・陳情者
住所
氏名 (署名又は記入押印)
ほか〇人

電話番号

住 所	氏 名	印

● 請願・陳情の取扱い

1. 笠間市議会では、陳情も請願と同様の取り扱いをします。ただし、持参されたものについては審査をいたしますが、郵送されたものについては、議員に配布のみとし、議員活動の参考にします。
2. 持参いただいた請願・陳情については、文書表にして本会議に提出、所管の委員会に付託し、審査の後、その審査結果に基づき、本会議で採択、不採択の結論を出します。
3. 結論が出されたものについては、その旨を請願・陳情提出者及び市長、関係機関にお知らせします。

編集後記

去る3月25日、議会だより編集委員会は宇都宮市にある下野新聞社を研修して来た。

同社によると数ある研修で議会議員が来社するのは初めてのことで複雑な思いで対応してもらった。確かに、連日報道を重ねる中で、不条理な議員研修の実態などを、読者に伝える新聞社の立場からすればそれも一理あるかもしれない。

しかし、市民が情報を得る手段のひとつとして、広く購読されている新聞社の実務や実情を知ること、当委員会の責務であるからだ。つまり、市民と政治や行政が常に情報公開というテーマを共有することで、健全な地域社会が形成される。その結果、向かえる広域時代に対応し得る本来のまちづくりを推進することが望ましいのではないだろうか。

今会の研修の成果を、今後の議会だよりで反映させ、市民の痛みを充分理解し、笠間市の繁栄に全力を注ぐところである。

(西山 猛)

議会だより編集委員会

委員長 町田 征久
副委員長 鈴木 裕士
委員 鈴木 安夫
委員 野口 貞夫
委員 鈴木 貞夫
委員 西山 猛
委員 横倉 一秀
委員 杉山 秀